

令和3年8月16日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 1 4 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和 3 年 8 月 1 6 日 (月) 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員	2 番	下土井 進 君	3 番	岡本 幸子 君
	4 番	吉弘 功 君	5 番	原田 淳一 君
	6 番	中元 茂雄 君	7 番	勝本 澄人 君
	8 番	槇本 正男 君	9 番	岩政 幸人 君
	1 0 番	寺西 久美子 君	1 1 番	鈴木 喜義 君
	1 2 番	齋藤 貴之 君	1 3 番	宮本 三雄 君

4 欠席委員 1 番 大崎 正男 君

5 説明のため出席した者

事務局 長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君

6 記事ならびに議事録調整者

職 員	伊藤 義人 君
-----	---------

会議に付議した事項

- | | |
|-----------|---|
| 議案第 6 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 6 5 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 6 6 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 6 7 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第 6 8 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の決定について |

第14回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より第14回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中大崎委員が欠席ですので12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において下土井委員、原田委員を指名いたします。
よろしくお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第64号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外7名（田 7, 390㎡ 畑 1, 154㎡）から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和3年8月16日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
（5条－1） 整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積607㎡ 外2筆 合計田 1, 406㎡です。
受人は、●●に本店を置く建設業を営む法人で、柳井・田布施方面に請負工事が多くなることが見込まれるため資材置場を探しており、申請地を、土木工事に必要な真砂土、コンクリート製品及び工事用車両置き場として利用するものです。
渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ約2.4kmの距離にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票

のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-2)

続きまして整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,764㎡です。

受人は、●●で農業を営む個人で、周囲が山林・原野で近隣に迷惑のかからない申請地において、かねてから興味のあった養蜂場を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ3.9kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,153㎡です。

権利の種類は、賃借権の設定です。

借人は、●●で土木業を営む法人です。借人は申請地近くの●●●工事を請け負い、施工に伴い工事現場近くに仮現場事務所及び資材置場を建設するものです。

貸人は、借人の要望に応じ、譲り渡すものです。当案件は、令和4年4月30日までの一時転用ですので事業終了後には原状回復を義務付けるもので、借り人より、原状回復誓約書が提出されています。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ250mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-4)

整理番号4番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積723㎡です。

受人は、●●に本店を置く土木業を営む個人で、申請地の一部を自己用住宅として利用し、残りを自己の経営する法人に資材置場として貸し付けるものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約1.1kmの距

離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号4番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-5)

続きまして整理番号5番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,231㎡です。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

借人は、●●で●●経営を営む法人です。借人は、●●●工事を実施するにあたり、●●近くの申請地に工事期間中の●●を建設するものです。

貸人は、借人の要望に応じ貸し出すものです。当案件は、令和5年3月31日までの一時転用ですので事業終了後には原状回復を義務付けるもので、借り人より現状回復誓約書が提出されています。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北西へ1kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本案件につきまして、審査基準の適合については、別紙現地調査票により、整理番号5番の農地区分は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地域内農地と判断されますが、施行令第11条第1項第2号の一時的な転用であって、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められることに該当し、許可の対象となるものです。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-6)

続きまして整理番号6番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積595㎡です。

受人は、●●に居住する個人で、親である譲り人の申請地に、自己用住宅を建設するものです。

譲り人は、受人と同居していましたが、新家屋建設のため、この度、申請地を譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ750mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号6番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君

続きまして整理番号7番でございます。

(5条-7)

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積431㎡です。

権利の種類は、使用貸借権の設定です。

借人は、●●に居住する個人で、親である貸人より申請地を借りて、自己用住宅及び車庫を建設するものです。

貸人は、借人の要望に応じ、貸し付けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ1.1kmの距離にある、●●から東へ20mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号7番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます
続きまして整理番号8番でございます。

次長 松村君
(5条-8)

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,241㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積537.77㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ560mの距離にある、●●から東へ80mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号8番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明を終わります。

それでは、たくさんありますが、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番から4番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

整理番号1番から4番につきまして、説明させていただきます。8月2日に現地審査を関係者で行いまして、1番につきましては●●で、これは資材置場に真砂土を入れるということで、別に問題はございません。それから2番目が、これが●●のずっと上の方で、周りがもう山、山林になっておりますが、そこでミツバチを飼いたいということでありまして、これも基準の方に別に反することはございません。それから3番目が、これは●●の方ですね、これは仮設事務所とトイレを設けるということで、その転用でございまして、これは第3種農地でございまして、別に不適切ということはありません。適合いたします。それから4番目につきましては、事務局の方から説明がござ

いましたように、●●の方で自己用住宅を建てるということで、その、また資材置場を隣接でやっていくということでございまして、別に基準に反することはございませんので、以上4点につきまして簡単ですが、説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番から4番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号5番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君 ●●●●●8月2日に現地調査を行いまして、●●●●●そのすぐ●●が今あるすぐ道を挟んだ下の土地です。ちょうど休耕じゃあるし、ちょうどいいんじゃないかと思ひまして、現地調査で問題ないと認めましたので、よろしく申し上げます。

議長 宮本君 整理番号5番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号6番から8番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君 ただ今、事務局より説明があった通り、6番、7番、8番の方ですが、まず6番、こちらは親子関係というで、親の家のすぐ下に家を建てるというような案件であります。雨水排水に関しましても、道路用側溝に流すということで何も問題はあります。7番についても、同じく親子、これは親子関係で、婿養子さんが家を建てられるというような話で、こちら周りに影響はないとみております。続きまして8番の方ですが、これは太陽光発電、今、●●すごく増えているんですが、●●沿いに、一帯にするというような形で、隣ももう許可を得ております。太陽光が設置されているというような状況で、周りには何も影響はありませんので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君 整理番号6番から8番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了いたしまして、整理番号１番から８番、議案第
６４号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議
のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第６４号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第６５号につきまして、これは農業委員会等に関
する法律第３１条の規程により、議事参与が制限されますので、●●
委員は議事に参与しないこととします。

事務局からの説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第６５号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定によ
る農用地利用集積計画の決定について

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促
進法第１８条第１項の規定に基づき、この会の意見を求めます。

令和３年８月１６日提出 柳井市農業委員長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 それでは、農用地利用集積一覧表をご覧ください。

市長より、令和３年８月１６日付けで農用地利用集積計画の決定を
求められています。２件、５筆、６，７３３．４２㎡の新規の利用権の
設定でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項
の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 以上で補足説明を終わります。

議案第６５号についてご審議をお願いします。

何か質疑はございますでしょうか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、議案第６５号については、原案のとおり
可決・承認することについて、ご異議がない方は挙手をお願いいたし
ます。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第６５号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第66号について、農業委員会等に関する法律第31条の規程によって●●委員は議事参与しないこととします。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第66号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
別紙調書のとおり所有権移転のため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、この会の意見を求めます。
令和3年8月16日提出 柳井市農業委員長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 それでは、農用地利用集積一覧表をご覧ください。
市長より、令和3年8月16日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。1件、2筆、4,703㎡の所有権移転でございます。
本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理事業の特例事業としての農地売買事業を活用した売買でございます。今回は特に、土地改良事業における担い手への農地集積を目的としており、国営緊急農地再編整備事業南周防地区伊保庄換地区内における農地の売買でございます。
利用権の設定と同じように、農地中間管理機構であるやまぐち農林振興公社を経由する方法で、農地の出し手から公社が一時的に買い入れ、登記終了後、公社が受け手に売り渡すものでございます。
以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
議案第66号についてご審議をお願いいたします。
何か質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了しまして、議案第66号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第66号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第67号につきまして、これも農業委員会等に関

する法律第31条の規程によって、●●委員は議事参与しないこととします。

事務局からの説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和3年8月16日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

それでは、農用地利用集積計画一覧表【農地中間管理事業】をご覧ください。市長より、令和3年8月16日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

質疑は、ございますでしょうか。

（質疑なしの声あり）

無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、議案第67号について、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第67号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第68号につきまして、これも農業委員会等に関する法律第31条の規程により、議事参与が制限されますので、●●委員は議事に参与しないこととします。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第68号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の決定について

別紙調書のとおり農用地利用配分計画案決定のため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和3年8月16日提出 柳井市農業委員長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

農用地利用配分計画一覧表（案）をご覧ください。

市長より、令和3年8月16日付けで農用地利用配分計画案の決定を求められています。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

なお、本配分計画案の決定後、議案第67号の農用地利用集積計画の公告により、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

67、8は圃場整備にからんで、新しく●●で●●さんが●●を作られた案件でございます。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了して、議案第68号について、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第68号につきましては、可決・承認と決します。

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

（閉会 午前9時30分）